

事 務 連 絡
令和 2年 2月 28日

各位

さいたま市役所長寿応援部介護保険課

情報開示等に係る主治医意見書の取り扱いについて（連絡）

日頃から本市の介護保険事業の推進につきまして多大なるご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、要介護認定に係る資料について情報開示請求等がなされた場合、その決定過程の透明性の確保の観点から、原則開示すべきであるが、主治医意見書については、被保険者本人に対して告知していない病名等が記載されていることもあることから、情報開示に当たっては、当該主治医等と協議を行うことが必要と考える、と国から示されております。

この度、本市ではこれまで情報開示請求に基づき要介護認定に係る資料を開示しておりましたが、市民サービスの向上のため、介護保険被保険者本人からの依頼に基づく場合は要介護認定等に関する情報提供として、より簡易な手続きで資料を提供できるよう取り扱いを定め、令和2年2月3日より運用を開始したところです。

それに伴い、改めて上記の国の示している主治医意見書開示の取り扱いについて周知徹底を図りました。

つきましては、御多用の折大変恐縮に存じますが、主治医意見書を情報開示・提供した場合、診療上支障が生じる事項について、貴院へ照会のあった際には、制度の趣旨を踏まえ、ご意見をお願いいたします。

担当：保健福祉局長寿応援部介護保険課
介護保険係 櫻井（庸）

電 話：048-829-1264

F A X：048-829-1981

E-mail：kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp

【抜粋】 平成11年8月3日 全国担当課長会議資料

9. 認定関係の資料の情報開示について

○ 要介護認定に使用した

- ・主治医意見書
- ・認定調査結果
- ・一次判定結果

等の資料の取り扱い及び

- ・認定審査会の議事録

等の資料については、個別に情報開示請求等がなされた場合の取り扱いについては、自治事務たる市町村事務に係る情報であるので、各市町村の情報公開条例等に従い、各市町村の判断により情報を開示するか否かの決定をしていただくことが基本と考えている。

○ ただし、情報開示に係る決定に当たっては、その決定過程の透明性の確保の観点から、

- ・認定調査結果
- ・一次判定結果
- ・主治医意見書

等、審査判定を行うに当たり用いる資料について、当該認定に係る被保険者本人からの請求があった場合には、基本的に開示することが適当と考える。

○ しかしながら、主治医意見書については、被保険者本人に対して告知をしていない病名等が記載されていることもあるから、情報開示に当たっては、当該主治医等と協議を行うことが必要と考える。